

第 53 期 高知地方最低賃金審議会

第 3 回 高知県最低賃金専門部会

日 時 令和 3 年 8 月 3 日

場 所 高知労働局

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

高知県最低賃金の改定審議

3 閉 会

第 53 期 高知地方最低賃金審議会
第 3 回 高知県最低賃金専門部会

1 開催日時 令和 3 年 8 月 3 日 9 時 32 分～12 時 04 分

2 出席状況 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 2 名

3 議題・議事要旨

(1) 事務局より資料の説明

事務局から各局の答申状況及び追加資料について説明を行った。

(2) 改定審議

労働者側の主張の要旨

第 2 回専門部会での「貧困対策として最賃の水準を「あるべき水準」に引き上げるべきであり、一人の労働者が健康で文化的な生活を営むことができる最低水準は時間給 870 円以上 (+78 円) でなければならず、この水準を確保することで最賃近傍労働者の貧困対策にすべきである。」との主張から、「中賃が示した目安額と他県の結審状況次第では 870 円から歩み寄る余地はある。」旨の主張があった。また、10 月 1 日の発効が望ましいが、労働者側としては専門部会での全会一致による結審がより望ましいと考えている。

使用者側の主張の要旨

「コロナ禍により足元の景況感は極めて厳しく、高知県においても先が見通せない経済情勢が続いている。もしこのタイミングで最賃を引き上げるようなことがあれば中小企業をさらに窮地に追い込むことが懸念されるので、現状においては最低賃金の決定基準の 3 要素のうちの一つである「企業の賃金支払い能力」を重視すべきである。本年度の最賃引き上げは「凍結」すべきである。」と、第 2 回専門部会での主張が繰り返された。

公益委員意見

「10 月 1 日発効が望ましいが、全会一致での結審がより望ましいとの労働者側の意見に鑑み、8 月 6 日に専門部会の開催も視野に入れて審議を尽くしていきたい。」旨の意見が示された。

(3) その他

第 4 回専門部会開催は以下のとおりの日程で開催することが承認された。

令和 3 年 8 月 4 日、午前 9 時 30 分より第 4 回専門部会を開催。場所は高知労働局別館 3 階会議室。公益委員打合わせは午前 9 時より。場所は高知労働局別館 2 階会議室。